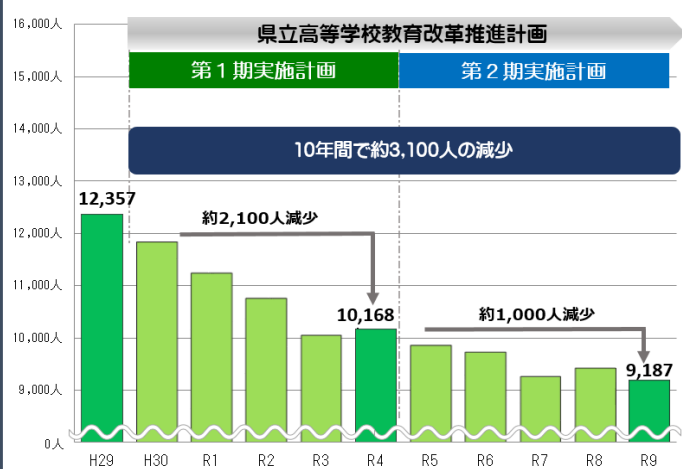


## 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針(令和2年度改定)の概要

## 第1 計画策定の趣旨

## 背景 (P1)

- ① 社会の急速な変化（グローバル化・情報通信技術の進展、少子高齢化の進行等）
- ② 高校教育を巡る環境の変化（学習指導要領改訂、成年年齢18歳へ引き下げ等）
- ③ 進路志望等の多様化（高校等進学率99%）
- ④ 平成29年3月～令和9年3月の10年間で約3,100人の中学校卒業予定者数の減少



## 本県の未来を担う人財の育成 (P2)

▶ これからの時代に求められる力を育みます。

## 生きる力

・ 確かな学力 ・ 豊かな心 ・ 健やかな体



## 本県が重視する力

・ 逞しい心  
 ・ 学校から社会への円滑な移行に必要な力  
 ・ 本県の未来を力強く支えようとする心

▶ 全ての高校において本県の未来を担う人財を育成します。

・ 地域を支える人財  
 ・ 社会を牽引する人財  
 ・ 産業の発展に貢献する人財

## 計画策定の考え方 (P3)

- ① 充実した **教育環境の整備** と、各 **地域の実情への配慮** の二つの点に留意しながら、県全体の高校教育の充実に取り組みます。
- ② 一つの学校、一つの地域という視点だけでなく、学校と学校、学校と産業界、家庭、地域等が連携し、**県全体が一丸となって高校教育を推進する** **オール青森** の視点により取り組みます。
- ③ 市町村等と緊密な連携を図るとともに、県立高校教育改革に関する情報を広く提供し、**多くの意見を伺いながら**、**県民の理解と協力** の下、計画を策定します。

## 計画策定の視点 (P3)

- ① 学校・学科の充実
- ② 計画的な学校配置
- ③ 魅力ある高校づくり
- ④ 県民の理解と協力（学校規模・配置）

## 計画の構成 (P4)

## 【青森県立高等学校教育改革推進計画】

県立高校教育改革に関する基本的な考え方（H30からおおむね10年間）



## 第2 学校・学科の充実

### 全日制課程の方向性 (P5~P8)

	普通科等※1	職業教育を主とする 専門学科※2	総合学科
共通	次のような教育活動に向け教育環境を整備します。 ① <b>主体的・対話的で深い学び</b> の実現に向けた授業改善を推進します。 ② <b>社会人・職業人として自立</b> するために必要な能力や態度を養います。		
教育環境・各学科の充実	<b>(普通科等の重点校)</b> ① 今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動※3の中核的な役割を担う高校を <b>重点校</b> とします。 ② 重点校と各高校が連携し <b>県全体の普通科等の質の確保・向上</b> を図ります。 ③ <b>単位制や併設型中高一貫教育の拡充等</b> について検討します。  <b>(普通科等の充実)</b> ① 各高校において <b>特色ある教育活動</b> に取り組むとともに、キャリア教育の充実を図ります。 ② 各高校が <b>連携</b> しながら、生徒の幅広い進路志望に対応します。 ③ <b>普通科系の専門学科</b> については専門学科としての役割、中学生のニーズ等を検証し、設置意義を見直します。	<b>(職業教育を主とする専門学科の拠点校)</b> ① 農業科・工業科・商業科において、各学科の学習の拠点となる高校を <b>拠点校</b> とします。 ② 拠点校と各高校が連携し、 <b>県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上</b> を図ります。  <b>(職業教育を主とする専門学科の充実)</b> ① 職業の多様化に対応できる資質・能力、高校卒業後も <b>学び続ける態度</b> を育みます。 ② <b>大学との接続</b> を視野に入れた取組や、地域、企業等との連携を推進します。 ③ 専門化・細分化してきた学科については、各専門分野の <b>基礎・基本を重視した学科</b> への見直しを検討します。 ④ <b>情報科及び福祉科</b> について設置の必要性を検討します。	<b>(総合学科の充実)</b> ① 大学進学志望者や就職希望者に対応できる教育課程を編成します。 ② 課題解決型学習による <b>主体的な学習</b> の充実を図ります。 ③ <b>系列</b> については、生徒のニーズ等を踏まえ見直します。 ④ 社会人や地域の有識者を講師として活用します。 ⑤ 学科改編については、生徒のニーズ等を踏まえ検討します。

※1 普通科及び普通科系の専門学科（理数、外国語、スポーツ科学、表現の各学科）  
 ※2 農業、工業、商業、水産、家庭、看護等の各学科  
 ※3 選抜性の高い大学への進学に対応した取組、グローバル教育や理数教育等の特定分野の学習における先進的な取組等

### 多様な教育制度の充実

中高一貫教育校	全日制普通科単位制・総合選択制
新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数等を考慮しながら検討します。	進路志望等の達成に資することができる場合には新たな導入について検討します。

### 定時制・通信制課程の方向性 (P8)

	定時制	通信制
共通	様々な事情を抱える生徒に広く高校教育を提供する役割を果たしていくため、教育環境の充実を図ります。	
各充課程	<b>特別支援学校等との連携</b> 、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによる <b>支援体制の整備</b> 等、教育環境の充実を図ります。	<b>後期入学制度の拡充</b> やICTを活用した教育方法の導入等について検討し、教育環境の充実を図ります。

## 第3

## 学校規模・配置の方向性

## 全日制課程における学校規模・配置の観点 (P9~P10)

## 高校教育を受ける機会の確保

<p>(中学生の進路志望の選択肢の確保)</p> <p>① 幅広い進路選択に対応する高校 ② 選抜性の高い大学への進学に対応する高校 ③ 実践的な職業教育に対応する高校</p>	<p>(通学環境への配慮)</p> <p>地理的要因から通学困難な地域が新たに生じないように配慮します。</p>
--	--

充実した教育環境の整備 一定の学校規模を維持することにより、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。

## 学校規模の標準

<p>(基本となる学校)</p> <p>1 学年当たり 4 学級以上</p>	<p>(普通科等の重点校)</p> <p>1 学年当たり 6 学級以上</p>	<p>(職業教育を主とする 専門学科の拠点校)</p> <p>一つの専門学科で 1 学年当たり 4 学級以上</p>
--	---	--

## 全日制課程における学校配置の方向性 (P11~P12)

## 学校配置の考え方

- ① 学校規模の標準を踏まえ、6 地区ごとに中学校卒業予定者数の推移、中学生のニーズ等に対応しながら計画的な学校配置を進めます。
- ② 生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高校の統合により、複数の学科を有する高校の設置について検討します。
- ③ 公共交通機関の利便性等を考慮します。
- ④ 重点校を各地区に配置し、農業科・工業科・商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置します。
- ⑤ 地域校については、地域における通学状況を考慮した上で、配置します。

## 地域校への対応

- ① 学校規模の標準を満たさない高校であっても、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じる場合は、地域校として配置します。
- ② 高校への通学が困難な地域については、公共交通機関の状況を考慮し、総合的に判断します。

## 《公共交通機関の状況》

- ・ 路線の整備状況 (通学可能な公共交通機関が存在するか。)
- ・ 利用時間帯 (早朝(おおむね午前6時以前)に乗車しなければならないか。)
- ・ 利用時間 (片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるか。)

## (2 学級規模の地域校)

入学者数が 40 人以下の状態が 2 年間継続した場合、原則として翌年度に 1 学級規模とします。

## (1 学級規模の地域校)

募集人員に対する入学者数の割合が 2 年間継続して 2 分の 1 未満となった場合、募集停止等に向け、当該高校の所在する市町村等と協議します。

なお、協議の際には、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

## (地域校の活性化に向けた対応)

地域校の活性化に向けて、教育環境の充実を図るため、学校と地域等が一体となった検討を促します。

## 定時制・通信制課程における学校配置の方向性 (P12)

(定時制) 6 地区ごとの配置を基本とします。	(通信制) 東青・中南・三八地区への配置を基本とします。
-------------------------	------------------------------

## 計画的な学校配置に向けた取組 (P12)

- ① 地区意見交換会を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定します。
- ② 計画的な統合を行う場合には、開設準備委員会を設置し、統合校の新たな名称等について検討します。

## 第4

## 魅力ある高等学校づくり

## 学校・家庭・地域等との連携の推進 (P13~P14)

高校間	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒による合同研究や教員研修等の連携</li> <li>小規模校の生徒が様々な個性に触れることのできる教育活動のための連携</li> <li>生徒や教員が移動する際の交通手段や安全性の確保</li> </ul>
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア教育、英語教育等の推進のための連携</li> </ul>
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別な支援を必要とする生徒に対応するための教員研修等における連携</li> <li>特別支援教育の充実のための通級による指導等の推進</li> </ul>
大学等	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学進学を志望する生徒の進路選択に役立てるとともに生徒の能力を伸長させるための連携</li> </ul>
家庭・地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域が目標を共有し、一体となった学びや育ちの支援</li> <li>自ら地域の課題を発見・解決する教育実践の推進</li> </ul>

## 教育活動の充実に向けた取組 (P14)

- ① 中学生の進路選択に資することができるよう、各高校における充実した**情報発信**を支援します。
- ② 教員の資質向上のための**研修の充実**を図ります。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等**専門スタッフの配置**の充実を図ります。これらの専門スタッフの配置や教職員配置の充実等について、国に働きかけていきます。
- ④ **ICTの活用**による教育活動の充実を図るとともに、**施設・設備の整備**を進めます。
- ⑤ より充実した教育環境の実現を図るため、**全国からの生徒募集の導入**について検討します。

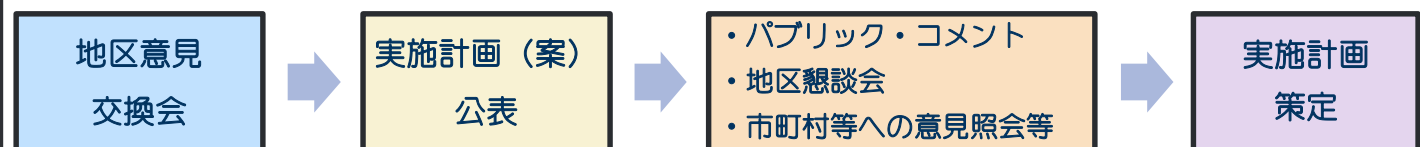
## 第5

## 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進

## 県民の理解と協力を得る取組 (P15)

- ① 実施計画の策定に当たっては、**幅広く情報提供**するとともに**意見を伺いながら**、多くの**県民の理解**が得られるよう取り組みます。

## 《実施計画策定までの流れ》



- ② 県立高校教育改革の推進に当たっては、生徒や保護者等を対象とした高校教育に関する意識調査等により、成果や有効性について継続的に**検証**します。  
また、検証に基づき、必要に応じて基本方針を見直します。

## 令和2年度改定の主な内容

- ① **地域校の学級減・募集停止の時期を明確化**し、中学生が見通しを持って進路選択できるよう配慮
- ② 地域校の活性化に向けて、教育環境の充実を図るため、**学校と地域等が一体となった検討**を促すことを追加
- ③ **全国からの生徒募集の導入**について検討することを追加

## 問い合わせ先

〒030-8540 青森市長島1-1-1 青森県教育庁高等学校教育改革推進室

電話 017-734-9866

ファックス 017-734-8003

詳しくは、検索 **青森県立高等学校教育改革** **検索** ホームページ <https://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukoutougakkoukyouikukaikaku.html>

メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

